

令和7年4月23日

生徒・保護者の皆様

福岡県立早良高等学校長

生徒の問題行動等の未然防止と対応について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本校におきましては、「幸せな社会人として生きていける力を育む」を合言葉に、人間的なふれあいを基にした指導を大切に、家庭・地域・関係機関と連携しながら生徒への支援・指導を行っております。一人一人が安全で安心な学校生活を送り、規律ある態度で主体的に学習や行事に取り組むことができる教育環境を保障するために、「社会で許されないことは、学校でも許されない」という規範意識を大切にしながら、問題行動に対して毅然とした対応をとってまいります。

つきましては、下記のような事案が発生した場合には、関係機関と連携して対応・指導にあたりますので、ご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 授業を著しく妨害する行為(私語、スマホ使用、指導無視等)があった場合
授業の行われている教室から別室に移動し、個別に指導をします。
- 2 いじめ事案が発生した場合
いじめは絶対に許されない行為であるという認識のもと、対応をします。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。
- 3 暴力行為等、安全な学校生活を脅かす行為があった場合
生徒の安全・安心を守るという認識のもと、関係機関(警察等)に支援を依頼します。
- 4 暴言、指導拒否がある場合
人権侵害や脅迫的な発言等については厳しく指導します。保護者に連絡を取って来校をお願いするなど、家庭と緊密に連携しながら指導します。
- 5 家庭での虐待が疑われる場合
虐待が疑われる場合、学校はこども家庭センターや警察に通告・通報する義務があることが法律で定められています。学校による通告・通報は法に従った対応であることをご理解ください。